損失の処理に関する書類

国選弁護人確保業務等勘定　（単位：円）

当期未処理損失		7,627,979
当期総損失	649,219	
前期繰越欠損金	6,978,760	
次期繰越欠損金		7,627,979

行政サービス実施コスト計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

国選弁護人確保業務等勘定　（単位：円）

業務費用			
⑴損益計算書上の費用			
業務費	15,442,827,954		
一般管理費	1,435,837,052		
財務費用	856,865	16,879,521,871	
⑵（控除）自己収入等			
政府受託収益	△16,414,987,055		
雑益	△16,600,977	△16,431,588,032	
業務費用合計			447,933,839
引当外退職給付増加見積額			7,536,707
行政サービス実施コスト			455,470,546

（国選弁護人確保業務等勘定）

重要な会計方針

当期より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、独立行政法人会計基準第43（セグメント情報の開示）の規定については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の附則第８条による経過措置を適用し、従来のセグメント区分（区分経理）に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～18年
車両運搬具	５年
工具器具備品	３年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に負担すべき額を計上しております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額を計上しております。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

５．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

６．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

１．退職給付債務に関する会計基準の適用

改訂後の独立行政法人会計基準等を当期より適用し、貸借対照表における退職給付引当金の算定及び行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたって、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。なお、前期と同一の方法によった場合との差異は生じておりません。

表示方法の変更

１．損益計算書

前期において、「一般管理費」の「その他」に含めて表示しておりました「業務委託費」は、明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当期より区分掲記して表示しております。

また、前期において、区分掲記しておりました「一般管理費」の「什器備品費」は、金額的重要性が乏しいため、当期より「その他」に含めて表示しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

注記事項

１．区分経理関係

総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第３号及び第６号の業務並びにこれらに附帯する業務（国選弁護人確保業務等勘定）に係る経理と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。

２．貸借対照表関係

⑴　引当外退職給付引当金の見積額に関する注記

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員の退職給付引当金の見積額は、147,500,571円であります。

⑵　資産除去債務に関する注記

①　当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（３～18年）をもとに見積り、取得価額に対応する除去費用の実績率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。